

ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期 骨子(案)について

(付議の要旨) 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期 骨子(案)をとりまとめたので報告する。

1 主旨

ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）は、平成27年度から平成36年度（2024年度）までの10年間の計画であり、前期4カ年の計画が平成30年度で終了することにあわせて、後期4カ年の計画（以下「後期計画」という。）を策定するため、平成29年度より中間見直しの検討を開始している。

後期計画の検討に先立ち、区民との意見交換会を開催することで、世田谷区におけるユニバーサルデザインに関する区民の意見やアイデアを聴取した。

その上で、前期の計画に基づき実施してきた事業の実績、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた社会のユニバーサルデザインへの関心の高まり、及び情報伝達技術の革新等の状況を踏まえながら、ユニバーサルデザイン環境整備審議会及び庁内関係所管において、前期計画の見直しについて検討を行ってきた。

このたび、後期4カ年で取り組む施策・事業の整理などを行い、後期計画の骨子(案)を作成したので、報告する。

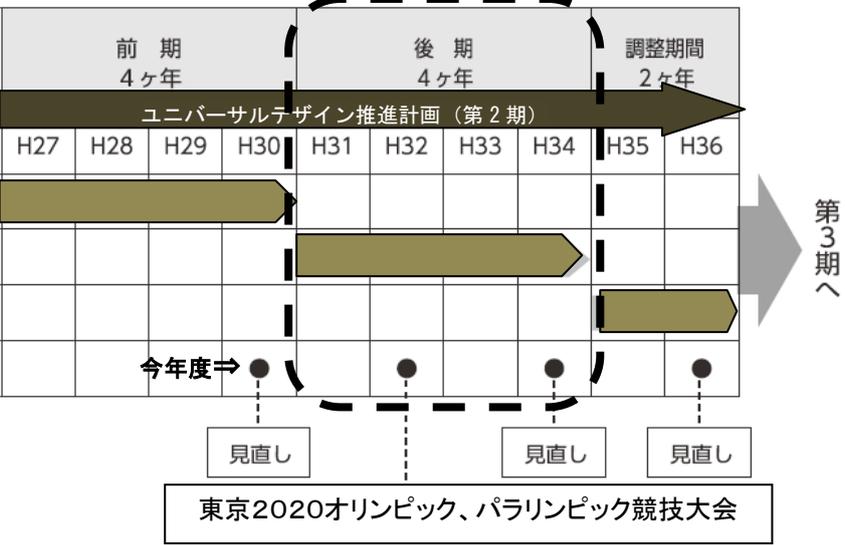
2 これまでの経過

- 平成29年 9月 だれもが暮らしやすいまちを考える意見交換会
- 10月 ユニバーサルデザイン環境整備審議会へ諮問（考え方の検討）
- 平成30年 1月 庁内会議 ユニバーサルデザイン推進委員会（骨子(案)の検討）
- 1月 ユニバーサルデザイン環境整備審議会に報告（骨子(案)の検討）

3 区民との意見交換会・・・「別紙1」のとおり

4 後期計画の期間

平成31年度（2019年度）から平成34年度（2022年度）までの4年間



5 後期計画 骨子(案)について

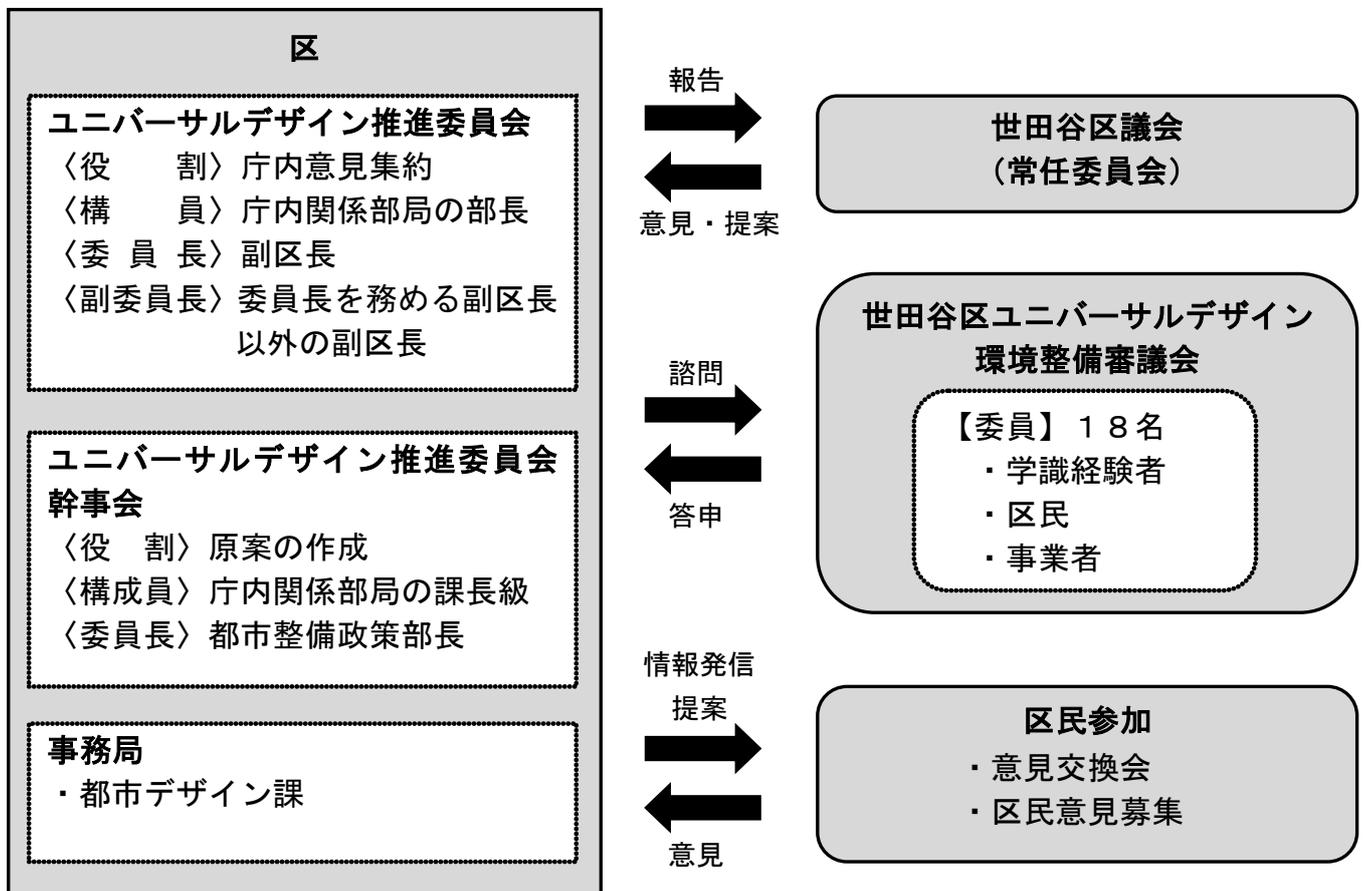
- ・「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期 検討について」及び「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期 骨子（案）」  
 ..... 「別紙2」のとおり
- ・施策・事業一覧の新旧対照表..... 「別紙3」のとおり
- ・各施策・事業のねらいと取組みの方向性（調整中）..... 「別紙4」のとおり

6 今後のスケジュール（予定）

平成30年	4月	都市整備常任委員会（骨子(案)報告）
	6月	区民意見交換会
	7月	庁内会議 ユニバーサルデザイン推進委員会（素案の検討） ユニバーサルデザイン環境整備審議会（素案の検討及び中間答申）
	8月	政策会議（素案報告）
	9月	都市整備常任委員会（素案報告） 区民意見募集
	11月	庁内会議 ユニバーサルデザイン推進委員会（案の検討） ユニバーサルデザイン環境整備審議会（案の検討及び答申）
平成31年	1月	政策会議(案報告)
	2月	都市整備常任委員会(案報告)
	3月	後期計画策定

7 その他

- ・検討体制



## 「だれもが暮らしやすいまちを考える意見交換会」の開催状況について

1. 日時等 平成29年9月2日（土） 13時15分から16時15分まで  
世田谷区役所第3庁舎 ブライトホールにて
2. 参加者 35名
  - ・無作為抽出による区民19名。  
（そのうち2名より配慮の申し出あり(弱視、文字記入困難)、外国人2名)
  - ・平成27年度開催の世田谷UDゼミ参加者16名。  
（そのうち8名が障害当事者。車いす利用、聴覚障害、視覚障害。）※案内送付者 750名。

## 3. プログラム

## 開会

## 概要説明（スライドにて）

- ・ユニバーサルデザインのまちづくりについて
- ・ユニバーサルデザイン推進計画の事業について

## 意見交換タイム

- ・8つのテーブルに分かれて、意見交換。

## 4. 意見交換会から出た新たな視点

- ・UD普及啓発イベント等への中学生・高校生・大学生の参加強化。
- ・小規模店舗のバリアフリー整備は出入口だけではなく、店内も進めるべき。  
また、バリアフリーの推進に接遇は欠かせない。
- ・東京2020に向けた、トイレやベンチの整備について情報発信が重要。
- ・避難訓練に障害者、外国人等多様な区民を呼び込む。

# ■世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期 検討 について

**世田谷区基本計画**  
(平成26～35年度)

4 分野別政策／都市づくり

3. 魅力ある街づくり

【取組み事業の内容】

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

「UD推進計画の着実な推進とともに、UDの施策・事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)を継続的に推進します。」

**世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）の構成**

～だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり～

●目的：推進計画は、すべての区民が個人として尊重され、共に支えあいながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことができるように、区と区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれにとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくための具体的な計画。

●目標

目標1	公平な社会づくり	●基本方針
目標2	UDのまちづくり	
目標3	区民参加でまちづくり	

●UD推進の28の施策・事業

I	みんなで取り組み、進める
II	UDのまちをつくる
III	UDによる情報とサービスを広げる

## 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）前期 平成27～29年度の取組みと評価

**I みんなで取り組み、進める**

⇒UDに関わる機会を作り、区民参加が広がった

①区立施設の「UD検討会」に障害のある区民が協力者として参加し、施設建設のUDの質が向上した。

②UDゼミ修了者が区民参加のイベント運営を支援。「世田谷UDスタイル探訪ワークショップ」「UD出張講座」等。

③区民参加によるUD推進事業が行われた。  
(公園整備、自転車の安全利用の啓発活動等)

⇒「世田谷UDスタイル」を継続発行し普及に努めている

・「子どもから考える」「五感で楽しむ」「ゆるっとスポーツ」「動画作成」といったテーマで特集記事をつくり、日常生活にUDの視点と配慮があることで、多様な区民が共に楽しむ場を作っていることを伝えた。



**II UDのまちをつくる**

⇒区民・事業者・区で連携して進めた

①区民・事業者との連携、庁内の関係所管課が連携してUD整備を進めた。

②区立の施設整備・改修整備ではUDの視点を組み込んでUDの整備を推進した。

③条例に基づく審査により民間施設でのUD整備の着実な実施を進めた。

④新たな適合証を定め、民間施設と区立施設に交付した。



**III UDによる情報とサービスを広げる**

⇒区のHPにUDライブラリーを開設した

・UD整備の工夫、配慮事項を提供し、新たに施設を整備する際の参考となるようにした。

⇒新たなナビシステムの研究に取り組む

・世田谷美術館館内や街中での実験を実施した。



**これらの取組みをスパイラルアップの考えでUD環境整備審議会が評価**

毎年度、28の施策・事業について区の所管課のプレゼンテーションを基に講評し、提案をまとめた。

取組みの改善・進化への評価	取組みを広げるための提案	課題として取り組むべき意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな事業、広がりのある取組みを実施している</li> <li>積み重ねを徐々に成果につなげている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>UDまちづくりに係わる人々を増やすこと</li> <li>対外的なアピールを積極的に</li> <li>多様な連携をはかること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京2020大会を好機に推進を</li> <li>ソフトの取組みをハードに活かすこと</li> <li>ニーズを良く把握すること</li> </ul>

## 社会の変化

**(1) 東京2020大会の開催**

- パラリンピックの究極のゴールは、インクルーシブな社会の創出をめざすこととされており、オリンピックへの関心は82%、パラリンピックへの関心は64%と高まっている。(平成28年NHK調査)
- ボランティアとして参加する人も多い(ロンドン大会では市民の42%が初めてボランティアとして活動)。
- 訪日外国人の多言語化や情報化に対するニーズが高まっている(平成28年度観光庁調査)。

**(2) 多様なツールによる情報提供が進展**

- 区民のUD認知度が7割弱に普及した。(平成29年度区民意識調査)
- 駅等で案内サインの見やすさ・読みやすさへの対応整備が進展、スマートフォン等ICT(情報通信技術)による情報提供が普及。区民意識調査では、スマートフォン等様々な通信機器の機能を既に使っている、または今後使いたい人が約7割いることが分かった(平成29年度区民意識調査)。

**(3) 多様な人と共生するまちづくりの広がり**

- 認知機能の低下やコミュニケーションで困っている人、性別を問わないトイレ等の利用で困っている人への配慮等、多様な人への平等・公平な対応が求められる社会に変化してきた。
- 高齢化の進行(世田谷区の高齢化率=20.2%平成30年3月)により毎年高齢者の人口が約4,000人増加し、長寿社会となってきている。
- 要介護及び要支援認定者数が4万人弱となっている(平成29年11月現在39,011人)。
- 障害者差別解消法の施行(平成28年4月1日)を受け、障害を理由とした不当な差別的取扱いを行わず、障害者等の要請に基づき社会的障壁(バリア)の除去に向けて合理的配慮を提供することが法的に求められ、各主体が自ら対応を進めている。

(平成29年4月現在 区内障害者数43,825人<身体、知的、精神、難病>)



## 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期 のまとめ方

**(1) 東京2020大会の取組みを活かす**

- オリンピック・パラリンピックの後を見据えたパラリンピックムーブメントの取組みを、UD推進事業に組み込む。まちなか観光においてUDの視点からトイレ情報の発信を促進すること及びサインや案内等の多言語化を広げていくことなど、既存の事業をスパイラルアップして展開する。東京2020大会の有形・無形の遺産となるレガシーとしていく。

**(2) 多様なツールによる情報提供への対応**

- 情報通信機器の活用による円滑な情報伝達の手法を広める。タブレット等の利用促進の機会を創出し、多くの区民が使いやすい情報通信機器やアプリケーションの普及に向けた環境整備に取り組む。
- カラーユニバーサルデザインの更なる普及をはじめ、様々な視点からのUDに取り組む。

**(3) 共生社会の視点をまちづくりに活かす**

- 「共生社会ホストタウン」登録自治体として、高齢者・障害者をはじめ、より多様な人及び若い世代がUDのまちづくりに関わり、様々なニーズへの理解を広め、社会的障壁(バリア)を取り除いていく。
- 本庁舎の建替えでは、当事者参加のUDを実践して、今後の施設整備の先駆的事例とする。
- 性別を問わないトイレの整備、非常時の警報装置の多機能化、店舗入口の手すりの設置などを促していく。
- 個々の状況にかかわらず多くの人の社会参加の機会が増えるように、イベントの運営面でのUDの工夫や合理的配慮など、接遇や接客を含めたUDを広めていく。
- 普及啓発の取組みを進め、多様な人が世田谷のまちを楽しむ様子を冊子「世田谷UDスタイル」で特集するなど、世田谷区からのUDの情報発信を進める。

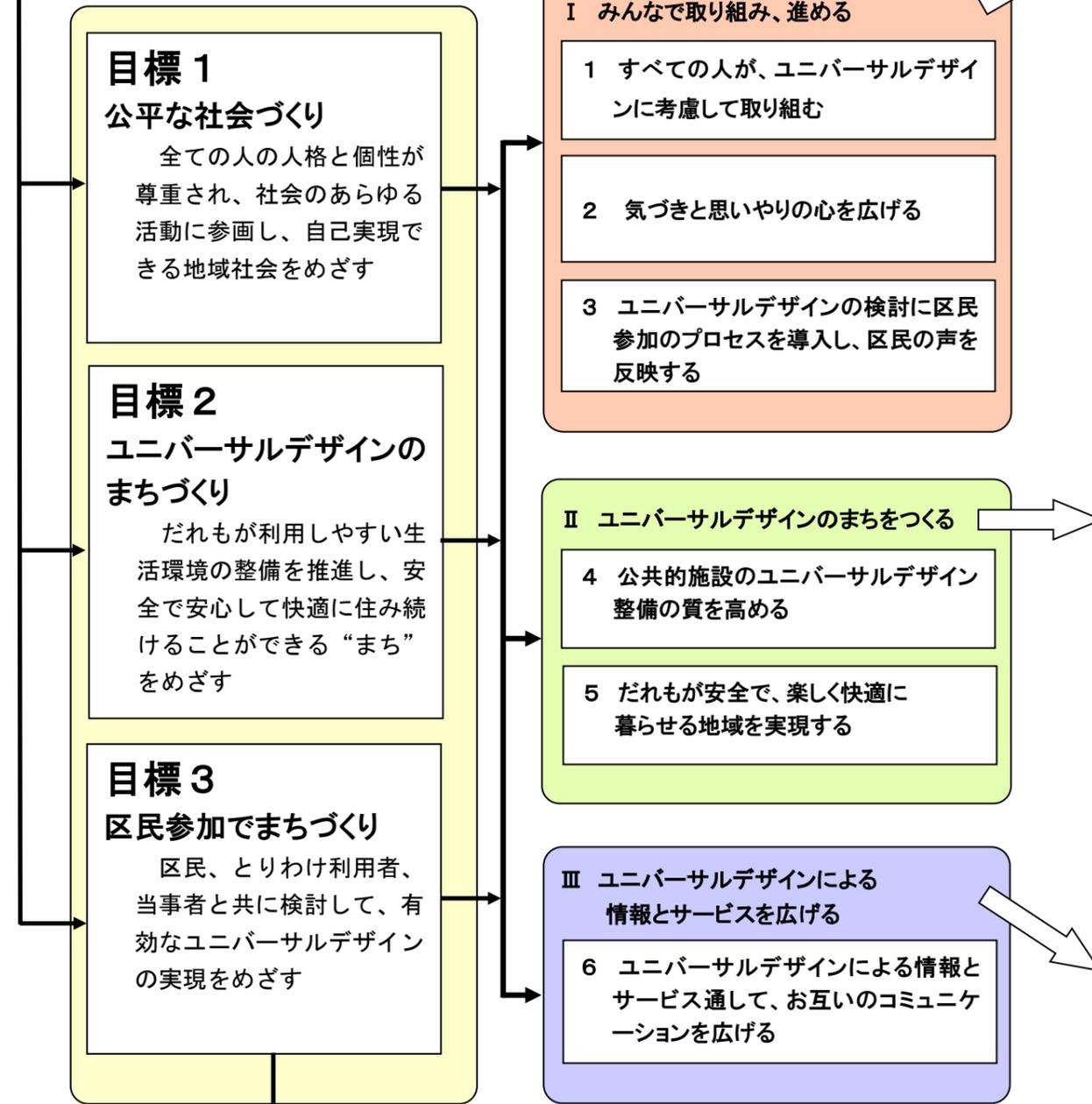
<表記説明>

- UD=ユニバーサルデザイン
- BF=バリアフリー
- HP=ホームページ
- UDゼミ=平成27年度実施したUDまちづくりの研修プロジェクト。30名の区民が受講。
- 合理的配慮・・・障害者権利条約第2条に定義。障害者その他の者との平等のために必要かつ適当な変更及び調整のこと。
- インクルーシブ・・・だれも排除されない状況のこと。

だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり

— ユニバーサルデザインの生活環境を実現する目標 —

— 基本方針 —



目標3を踏まえ3つの重点的な施策・事業に取り組んでいる。

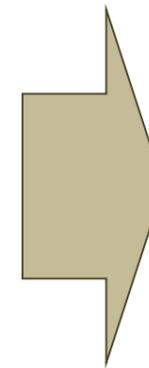
【重点的な施策・事業】

- 1) 世田谷のユニバーサルデザインの生活スタイルの普及
  - 2) ユニバーサルデザインに係る人が活躍できる仕組みをつくり、区民参加を推進
  - 3) ユニバーサルデザインの情報を共有する仕組みとして「ライブラリー」を構築
- 上記、3点をUD推進計画（第2期）後期においても、引き続き、重点的な施策・事業として取り組む。

	名称	概要
1	ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及	冊子「世田谷UDスタイル」の発行をはじめ、ユニバーサルデザインの考え方や意味を広く区民に伝えていく。
2	ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催	区民・事業者・大学と協働し、ユニバーサルデザインを広める。イベントや講座を通じ、様々な世代への啓発、教育を進める。
3	ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進	専門家、利用者や当事者、普及に携わる区民等、多くの人にユニバーサルデザイン推進事業に関わってもらい、事業全体の質の向上をはかる。
4	ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践	計画の全ての施策・事業について「点検・評価・改善」に取り組み、ユニバーサルデザイン環境整備審議会の講評・提案を踏まえ、継続的にスパイラルアップを発展させていく。
5	ユニバーサルデザインライブラリーの活用	ユニバーサルデザイン整備の実績等の情報を収集・蓄積して広く提供を行い、今後の事業や整備のスパイラルアップに活かす。
6	ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進	多様なニーズをもった施設利用者による点検・評価などを通して、ユニバーサルデザインによる整備の質の向上をはかる
7	ユニバーサルデザインによる本庁舎のサイン等の整備推進 <新規>	すべての人に利用しやすい庁舎を目指し、設計段階からユニバーサルデザインの検討会等を実施し、専門家や当事者、区民の参加で整備を進める。
8	分りやすいサインの整備推進	施設サインの導入にあたっては、多言語を基本とし、配色や見やすさ等に配慮した分りやすいサインを整備する。
9	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出制度や助成制度を活用し、身近な地域の店舗や集合住宅等のユニバーサルデザインの整備を促す。
10	住宅関連イベントにおける住宅のユニバーサルデザインの普及啓発	住宅に関連するイベントで啓発用パンフレットの活用をはかり、住宅専用部分のユニバーサルデザインによる整備を促す。
11	高齢者・障害者の住宅改修支援	手すり設置や段差解消等、個人住宅の整備の支援を行う。
12	災害時利用も含めた学校施設の整備推進	指定避難所としての役割等を踏まえユニバーサルデザイン整備を進める。
13	災害時に使えるトイレの整備推進	区立小中学校等でのマンホールトイレや多機能トイレの整備、点検、管理を行う。
14	公共交通等のサービスの充実	公共交通施設のユニバーサルデザインによる整備や乗務員等の接遇の向上を促すとともに、高齢者・障害者等の移動支援を行う。
15	安全な歩道づくり	歩道の改善や視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持改善、無電柱化の整備を進め、安全な歩行空間の確保を整備する。
16	自転車の安全な利用の啓発	多様な世代を対象に啓発し、区民が安心して移動できる環境の整備を進める。
17	自転車通行空間の整備	「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づく自転車通行空間の計画的な整備を行う。
18	放置自転車等をなくす取組み	自転車の適正利用を誘導し、安全安心な歩行空間を確保する。
19	規模や特性に応じた公園緑地等の整備	すべての人が楽しめるユニバーサルデザインによる公園づくりを進める。
20	だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進 <拡充>	民間のトイレを含めたトイレ情報の発信やベンチを増やす取組みを行い、だれもが安心して外出できる地域社会をめざす。
21	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及 <拡充>	研修等を通じてガイドラインを広め、多言語表記を含めた情報全般のユニバーサルデザインの推進に取り組む。
22	多様な情報媒体の普及・活用の推進<拡充>	タブレットの窓口等での活用をはじめ、音声、テキスト、手話等、様々な形のコミュニケーションを支援する。
23	災害に備えた区民参加による取組み	災害時に多様な人に対応できるよう多面的な整備・取組みを地区の状況に応じて進める。
24	ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及 <拡充>	外国人への接客対応向上等、東京2020大会に向け、ユニバーサルデザインによるサービスを広く普及させる。
25	職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進	ユニバーサルデザインを考慮した当事者を交えた研修、施設運営の研修等により、行政サービスの向上をはかる。

現計画の施策・事業一覧

1	ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及	
2	普及啓発イベント	
3	ユニバーサルデザイン普及講座	統合→ <b>2</b>
4	ユニバーサルデザインハンドブックの活用	
5	ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進	→ <b>3</b>
6	ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践	→ <b>4</b>
7	ユニバーサルデザインライブラリーの活用	→ <b>5</b>
8	区立施設のユニバーサルデザインによる整備の推進	13と統合→ <b>6</b>
9	学校施設のユニバーサルデザインによる整備の推進	名称変更→ <b>12</b>
10	サイン整備の推進	名称変更→ <b>8</b>
11	小規模店舗等におけるユニバーサルデザインの推進	名称変更→ <b>9</b>
12	「住まいサポートセンター」における住宅のユニバーサルデザインの普及	名称変更→ <b>10</b>
13	公営住宅のユニバーサルデザインに基づく改修の推進	8と統合→ <b>6</b>
14	高齢者・障害者の住宅改修支援	→ <b>11</b>
15	公共交通等のサービスの充実	→ <b>14</b>
16	安全な歩道づくり	→ <b>15</b>
17	自転車の安全な利用の啓発	→ <b>16</b>
18	自転車通行空間の整備	→ <b>17</b>
19	放置自転車等をなくす取組み	→ <b>18</b>
20	規模や特性に応じた公園緑地等の整備	→ <b>19</b>
21	推進地区のユニバーサルデザインの取組み推進	
22	だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備	統合→ <b>20</b>
23	災害時に使えるトイレの整備推進	→ <b>13</b>
24	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及	→ <b>21</b>
25	多様な情報媒体の普及・活用の推進	→ <b>22</b>
26	災害に備えた区民参加による取組み	→ <b>23</b>
27	ユニバーサルデザインによる接客・接遇の向上	名称変更→ <b>24</b>
28	職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進	→ <b>25</b>



後期計画での施策・事業一覧

啓発・研究	1	ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及	
	2	ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催	
	3	ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーなどの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進	
	4	ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践	
	5	ユニバーサルデザインライブラリーの活用	
区立建築物	6	ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進	
	7	ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進	<新規>
	8	分りやすいサインの整備推進	
民間建築物	9	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	
	10	住宅関連イベントにおける住宅のユニバーサルデザインの普及啓発	
	11	高齢者・障害者の住宅改修支援	
災害対応	12	災害時利用も含めた学校施設の整備推進	
	13	災害時に使えるトイレの整備推進	
交通・道路	14	公共交通等のサービスの充実	
	15	安全な歩道づくり	
	16	自転車の安全な利用の啓発	
	17	自転車通行空間の整備	
公園	18	放置自転車等をなくす取組み	
	19	規模や特性に応じた公園緑地等の整備	
づくりまち	20	だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進	<拡充>
情報・学習	21	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及	<拡充>
	22	多様な情報媒体の普及・活用の推進	<拡充>
	23	災害に備えた区民参加による取組み	
	24	ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及	<拡充>
	25	職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進	

… 重点的な施策・事業

※番号は後期計画への移行を示す。

… 重点的な施策・事業

## 各施策・事業のねらいと取組みの方向性

(調整中)

No.	【施策・事業名称】
1	ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及
所 管 部	都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通でのベビーカー利用の広がり、多機能トイレの普及等に伴い、利用者同士が公共空間を気持ちよく使うための工夫が社会的に求められてきている。</li> <li>・ユニバーサルデザインの考え方や意味が広く区民に共有されていくように、ユニバーサルデザインで整備されたまちの施設・設備等の意味を伝え、適切な利用や上手に使いこなす方法・工夫等を広める。</li> </ul>
取 組 み の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共空間を多様な人が快適に使いこなす工夫等を集め、ユニバーサルデザインにつながる幅広い情報をテーマに沿って冊子等に分かりやすく編集し発信する。</li> <li>・SNSによる情報発信を試みる。</li> <li>・全施策・事業と連携して実施する。</li> </ul>



冊子「世田谷UDスタイル」vol.1~4

No.  2	【施策・事業名称】  ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催
所 管 部	総合支所、障害福祉担当部、子ども・若者部、都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民、事業者、大学、区が協働し、ユニバーサルデザインを広める。様々なイベントと連携したユニバーサルデザインの普及・啓発の機会をつくりだす。</li> <li>・児童・生徒・学生をはじめとして多様な場でユニバーサルデザインの考え方、取り組みの事例等を紹介するイベントや講座を通じ、様々な世代へのユニバーサルデザインの啓発、教育を進める。</li> </ul>
取 組 みの 方向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発のイベント等は、当事者を交えた区民、事業者、区の参加・交流の場として運営する。</li> <li>・様々なイベントに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることを促すよう、「イベントのユニバーサルデザインガイドライン」を作成し活用をはかる。</li> <li>・イベント開催時の手話通訳者派遣、ひととき保育の提供等を進める。</li> <li>・小学校等へ出張講座を区民の協力者と共に行う。</li> <li>・ユニバーサルデザインについて、分かりやすく説明した冊子を、子どもや若者の視点等を入れ、内容を充実させ、小学校等へ出張講座や職員研修、区民や事業者の勉強会にて合わせて配布する。</li> </ul>
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取り組みの推進」と連携して実施する。</li> <li>・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携する。</li> </ul>

No.	【施策・事業名称】
3	ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進
所 管 部	都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインに係る事業や区民の活動について、専門家、利用者や当事者、普及に携わる区民等、多くの人に関わってもらい、質の向上をはかる。</li> <li>・より広い対象、多様な人によるユニバーサルデザインの普及を促す。</li> <li>・ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣を他の推進事業とも連携させ、積極的にユニバーサルデザイン推進事業に関わっていくことで、事業全体の質の向上をはかる。</li> </ul>
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ユニバーサルデザインに取り組む人の育成のための講座を実施する。講座では当事者との交流、体験を組込む等の工夫をする。</u></li> <li>・専門家としての「ユニバーサルデザインアドバイザー」と「ニーズを伝える利用者・当事者」「ユニバーサルデザインの普及・推進に携わる区民」によるUD推進事業における多様な人の活躍の場をつくる。</li> <li>・全施策・事業と連携して実施する。</li> </ul>

No.	【施策・事業名称】
4	ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践
所 管 部	各事業所管部、都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザイン推進事業の取組みについて、「点検・評価・改善」の手順を繰り返し、段階的・継続的な発展をめざすスパイラルアップを行い、ユニバーサルデザインの質の向上をはかる。</li> </ul>
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ユニバーサルデザイン推進計画の全ての施策・事業について「点検・評価・改善」に取り組み、ユニバーサルデザイン環境整備審議会の講評・提案を踏まえて継続的にスパイラルアップで発展させていく。</u></li> </ul>

No.	【施策・事業名称】
5	ユニバーサルデザインライブラリーの活用
所 管 部	都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインの情報を蓄積し、活用できるようにする。</li> <li>ユニバーサルデザインについて工夫した整備事例や事業の事例を紹介し、すべての人にとって利用しやすい生活環境の整備の推進をはかる。</li> </ul>
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ユニバーサルデザイン整備の実績を「収集」「蓄積（データ化）」し、事業者、区民の誰もが情報を活用できるように区民や事業者との連携で進める。</u></li> <li>・新築の施設だけでなく既存改修等、様々な事例を紹介する。</li> <li>・ユニバーサルデザイン推進条例の届出や事前相談等で活用する。</li> <li>・<u>今後の事業や整備のスパイラルアップに活かすために、区民、事業者、区職員に向けて積極的な情報提供を行う。</u></li> <li>・全施策・事業と連携して内容の充実をはかる。</li> </ul>

No.	【施策・事業名称】
6	ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進
所 管 部	各施設所管部、施設営繕担当部、都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立施設や区営住宅等は社会資産として重要でありそれらの改築や改修を進める機会を捉えてすべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの視点を積極的に導入し、整備の質の向上をはかる。</li> </ul>
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>区立施設について、新築や改修の際に、性別を問わないトイレや非常時の警報装置の多機能化などの施設利用のニーズも踏まえながら、多様なニーズを持った施設利用者による点検、評価を実施し、設計に反映し、成果を活用する。</u></li> <li>・区営住宅についてユニバーサルデザイン改修を継続的に行う。</li> <li>・国立・都立等の施設については、新築の際にユニバーサルデザインの整備の協力を求めている。</li> <li>・更なる整備へとつなげていくために、ユニバーサルデザインライブラリーにユニバーサルデザインで整備された施設・設備を掲載し、その意義と使い方をPRしていく。</li> </ul>
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。</li> <li>・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。</li> </ul>

No.	【施策・事業名称】
7	ユニバーサルデザインによる本庁舎の整備推進
所 管 部	庁舎整備担当部、施設営繕担当部、都市整備政策部、
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎等整備を機に、ユニバーサルデザインの考えを導入し、すべての人が利用しやすい庁舎をめざす。</li> <li>・周辺からのアクセスも含めた、庁舎全体の案内等について、すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎整備を進める。</li> </ul>
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>設計段階から検討会等を実施し、多様な区民のニーズを把握し設計に反映させる。また、施工段階においてサイン等の内容を示し、専門家や当事者、区民の参加により整備を進める。</u></li> <li>・<u>検討の取組み等について情報発信を行う。</u></li> </ul>
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーの人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。</li> </ul>

No.	【施策・事業名称】
8	分かりやすいサインの整備推進
所 管 部	各施設所管部、都市整備政策部、施設営繕担当部、生活文化部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインにより区立施設や学校施設のサイン整備を進め、多言語を基本とした分かりやすいサインの普及をはかる。</li> </ul>
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>新しい施設サインの導入にあたっては、多言語を基本とし、配色や見やすさなどに配慮する。また、ロービジョン（弱視）の人や外国人等の評価を取り入れる等、質の向上をはかる。</u></li> <li>・サインの管理については、内容の適切な更新等も進める。</li> <li>・音サインの整備に取り組む。</li> </ul>
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。</li> <li>・No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。</li> <li>・No. 21「情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」と連携して実施する。</li> </ul>



代田区民センターのユニバーサルデザインによるサイン（3点とも）

No.	【施策・事業名称】
9	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進
所 管 部	都市整備政策部、総合支所
ね ら い	・暮らしに欠かせない日常の買物をする身近な地域の店舗等のユニバーサルデザインは重要な整備であり、新築の店舗等のユニバーサルデザインを進めるとともに、既存の店舗等の改修を促す。
取 組 みの方向性	・「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づく届出制度を運用し、新築・改築時におけるユニバーサルデザインによる整備を事業者の協力の下に進める。 ・「世田谷区ユニバーサルデザイン生活環境整備補助制度」による助成制度を活用する。また、適宜見直し、整備対象を拡大する等柔軟な運用を行う。
関 連 事 業	・No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携した実施も検討する。 ・No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携した普及啓発を行う。 ・No. 20「だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進」と連携して取り組む ・No. 24「ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及」と連携して推進する。



段差解消のスロープを整備した事例



車いすでも使えるトイレを整備した飲食店の事例

No. 10	【施策・事業名称】 住宅関連イベントにおける住宅のユニバーサルデザインの普及啓発
所 管 部	都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅専用部分のユニバーサルデザインによる整備を促進し、すべての人にとって住みやすい生活環境の実現をめざす。</li> <li>啓発用パンフレットの活用をはかる。</li> </ul>
取 組 み の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「住宅のユニバーサルデザインヒントブック」をはじめリフォーム等（ヒートショック対策、便座の高さや色、手すりの設置など）について取り上げたパンフレットを「住まいまち学習」等のイベントの際、住宅改修等を取り上げる機会に配布し、普及啓発を行う。</li> <li>実際のユニバーサルデザインに取り組む住宅設計・施工の事例を取りあげ、紹介する。</li> </ul>
関連事業	・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。



住宅相談会の会場の様子（2点）



住宅相談会で配布した啓発冊子

No. 11	【施策・事業名称】 高齢者・障害者の住宅改修支援
所 管 部	高齢福祉部、障害福祉担当部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の住宅におけるユニバーサルデザイン整備の支援を行い、生活環境の質の向上をはかる。</li> </ul>
取 組 み の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり設置や段差解消等、個人住宅の改修支援を継続的に行う。</li> </ul>



**目的** 高齢者の方が居住している住宅の改修に要する費用の一部を助成し、高齢者の方が住みやすい住宅の整備を促進し、要介護化と重度化を予防します。

内容	種類	工事内容	助成基準額	
予防改修	①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路等の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器への便器の取替え ⑥上記の各改修に附帯して必要な工事	①～⑥を合わせて	200,000円	
		取替改修	①浴槽の取替えとこれに附帯して必要な工事	379,000円
		②流し・洗面台の取替えとこれに附帯して必要な工事	156,000円	
		③洋式便器への便器の取替えとこれに附帯して必要な工事	106,000円	

住宅改修助成の普及啓発チラシ（部分）

No.	【施策・事業名称】
12	災害時利用も含めた学校施設の整備推進
所 管 部	教育委員会事務局、施設営繕担当部、都市整備政策部
ね ら い	・改築・改修等の機会をとらえ、教育環境を充実させるとともに、地域コミュニティの拠点、災害時における指定避難所としての役割等を踏まえ、ユニバーサルデザイン整備を進める。
取 組 みの方向性	・「世田谷区公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に改築等を実施する。 ・避難所としての活用を視野に入れた整備を進める。
関連事業	・No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。 ・No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。 ・No. 13「災害時に使えるトイレの整備推進」と連携して実施する。

No.	【施策・事業名称】
13	災害時に使えるトイレの整備推進
所 管 部	総合支所、危機管理室、教育委員会事務局 施設営繕担当部、みどり33推進担当部、障害福祉担当部、高齢福祉部
ね ら い	・災害時の指定避難所（区立小中学校等）や区公共施設のトイレについて、ユニバーサルデザインの視点で整備を進める。
取 組 みの方向性	・指定避難所（区立小中学校等）や区公共施設の多機能トイレについて避難所としての活用も視野に入れた整備、点検、管理を行う。 ・区立小中学校等でのマンホールトイレの維持管理と整備を行う。 ・福祉避難所となる施設のトイレ状況の点検を行う。
関連事業	・No. 5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して整備する。 ・No. 12「災害時利用も含めた学校施設の整備推進」と連携して整備する。



公園内の  
マンホールトイレ



区立施設内のマンホール  
トイレ整備事例

No.	【施策・事業名称】
14	公共交通等のサービスの充実
所 管 部	道路・交通政策部、障害福祉担当部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南北公共交通の強化や公共交通不便地域対策として、バス事業者などと連携し、バス交通サービスの充実をはかる</li> <li>・バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上を促す。</li> <li>・公共交通施設について、だれもが利用しやすい公共交通環境の整備を進める。</li> <li>・福祉移動支援センター“そとでる”の活用をはじめ、高齢者、障害者等の移動支援を行い、様々な移動ニーズに対応できる生活環境をつくる。</li> </ul>
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民や関係機関等で構成する地域公共交通会議を設置し、バス路線網の充実やバス路線維持に向け、施策の方向性等を話し合う。</li> <li>・<u>バス運転手や駅務員等の接客・接遇の向上のための取組みを支援する。</u></li> <li>・<u>ホームドアの整備をはじめとした公共交通施設（駅やバス停等）のユニバーサルデザインに基づく整備を行う。</u></li> <li>・移動困難者の移動支援のため、福祉移動支援センター“そとでる”の周知を行い、利便性の向上はかる。また、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの利用促進を行う。</li> </ul>
関連事業	・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。

No.	【施策・事業名称】
15	安全な歩道づくり
所 管 部	土木部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての人にとって安全で、安心して移動できる快適な歩行空間のユニバーサルデザインによる整備を推進し、引き続き区道における安全な歩行空間の確保を進める。</li> </ul>
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の改善や視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持改善、及び無電柱化の計画を立てて整備を進め、安全な歩行空間を整備する。</li> </ul>



整備された歩道の出入口部分

No.	【施策・事業名称】
16	自転車の安全な利用の啓発
所 管 部	土木部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の通行空間の整備とあわせて、安全な自転車利用の普及・啓発を進め、区民が安心して移動できる環境の整備を進める。</li> <li>・地区単位における普及啓発も行う等、更なる啓発を促す。</li> </ul>
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車利用憲章の普及をはじめとして、多様な世代を対象に自転車安全利用の普及啓発を行う。</li> <li>・区民による自転車安全利用推進員の育成や支援を通してユニバーサルデザインを周知し、地区での取組みを支援する。</li> </ul>
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.5「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して実施する。</li> </ul>



スタントマンによる安全運転の啓発



地域主体で定め、自分たちが率先して守り広める「たまチャリルール」

No.	【施策・事業名称】
17	自転車通行空間の整備
所 管 部	土木部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者・自転車・自動車とともに安全で快適に道路等を通行できるように、原則として、車道部に自転車通行空間の整備を進める。</li> </ul>
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の計画的な整備を行う。</li> </ul>

自転車通行空間の整備イメージ



①自転車専用通行帯



②自転車走行帯



③路面表示

No.	【施策・事業名称】
18	放置自転車等をなくす取組み
所 管 部	道路・交通政策部、土木部、みどり33推進担当部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者等の妨げとなっている支障物を取り除き、すべての人にとって安全で安心な通行空間の確保をめざす。</li> <li>・様々な自転車が自転車駐輪場を利用しやすくする等、自転車の適正利用の誘導をはかる。</li> </ul>
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車や道路にはみ出している商品等の不法占用物件を除却することで、安全に通行できる空間の確保を進める。</li> <li>・自転車駐輪場の整備について、平置きで幅の広い区画や、電動アシスト対応の区画等様々なタイプ、様々な利用者に対応した自転車駐輪場の整備を進める。</li> <li>・「自転車等の利用に関する総合計画」に基づき、コミュニティサイクルシステムのネットワークを拡充し、自転車のシェアリングを進めることにより、駅周辺への自転車乗り入れ台数の抑制を行う。</li> </ul>



区立の自転車駐輪場整備の事例

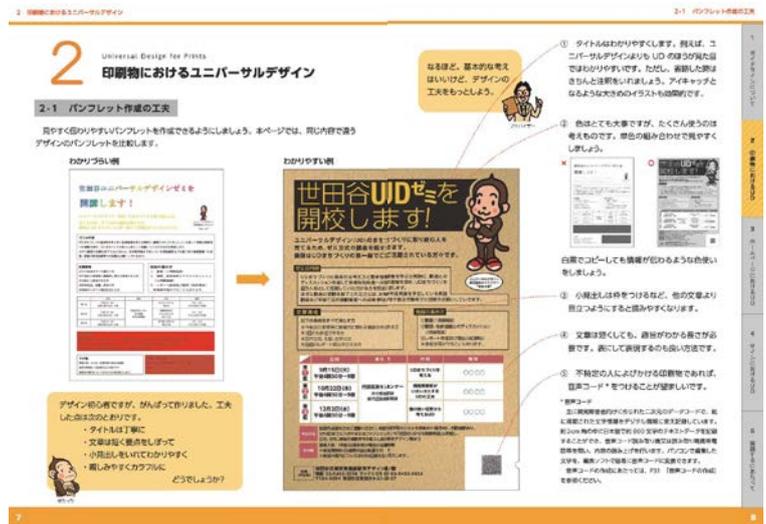
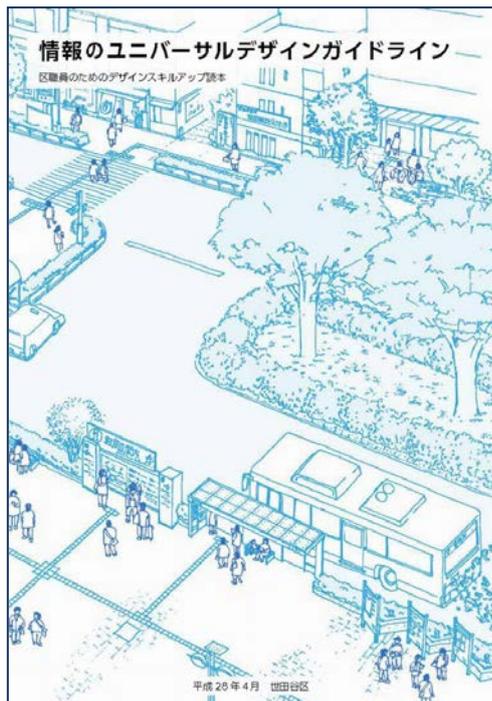
No.	【施策・事業名称】
19	規模や特性に応じた公園緑地等の整備
所 管 部	みどり33推進担当部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園緑地等の整備に際しては、規模や特性を踏まえ魅力があり、すべての人が楽しめるユニバーサルデザインによる公園づくりを進める。</li> </ul>
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二子玉川公園でのユニバーサルデザイン整備の事例を活かす等、様々な利用者の参加したワークショップによる検討の効果を蓄積し、他の整備事例にも活かす。</li> </ul>
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.3 ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して整備する。</li> <li>・No.5 「ユニバーサルデザインライブラリーの活用」と連携して整備する。</li> </ul>

No.  20	【施策・事業名称】 <b>だれでも使えるトイレとベンチ等のあるまちの環境の整備推進</b>
所 管 部	総合支所、各施設所管部、 土木部、みどり33推進担当部、施設営繕担当部、道路・交通政策部 都市整備政策部、経済産業部、総合支所、政策経営部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレとベンチ等を整備し、利用しやすいように工夫することにより、高齢者や障害者、子育て中の区民等だれもが安全に安心して外出できる地域社会をめざす。</li> </ul>
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>トイレ情報の周知・発信に取り組む。</u></li> <li>・ <u>民間施設のトイレ情報を公開する等の仕組みを検討し、だれでも使えるトイレ及び性別を問わないトイレの普及をはかる。</u></li> <li>・ 推進地区だけでなく、区内の様々な商店街、公共施設の周辺等地区でのユニバーサルデザイン整備の取り組みを検討し、支援する。</li> <li>・ <u>ベンチ等の座れる場を増やすため、「座れる場づくりガイドライン」の庁内への普及をはかり、ベンチの設置状況の調査を行う。</u></li> </ul>
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取り組みの推進」と連携して実施する。</li> <li>・ No. 10「民間施設におけるユニバーサルデザインの推進」と連携して取り組む。</li> </ul>

各地域ごとに作成した「ゆるっとウォーク」のマップにはトイレやベンチ情報を掲載。



No.	【施策・事業名称】
21	情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及
所 管 部	都市整備政策部、生活文化部、政策経営部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての人にとって分かりやすいデザインとその考え方の普及をはかる。</li> <li>情報全般のユニバーサルデザインの推進に取り組む。</li> </ul>
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を広く周知していく。</li> <li>「情報のユニバーサルデザインガイドライン」・「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、研修等を通じて普及させていく。</li> </ul>
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.9「分かりやすいサインの整備推進」と連携して実施する。</li> <li>No.2「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」に活かす。</li> </ul>



「情報のユニバーサルデザインガイドライン」

No.	【施策・事業名称】
22	多様な情報媒体の普及・活用の推進
所 管 部	障害福祉担当部、都市整備政策部、政策経営部、生活文化部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を保障する仕組みや技術を取り入れ、ユニバーサルデザインの視点で、すべての人にとって分かりやすい情報提供をはかるとともに、音声、テキスト、手話等の様々な形のコミュニケーションを支援する。</li> <li>・区民がスキルを学ぶ機会を増やし、より多くの区民が新しい情報技術を使いこなせるようにしていく。</li> </ul>
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刊行物への音声コードの印刷や、ホームページでのテキストデータの提供を行う。</li> <li>・<u>タブレットを活用した窓口等のサービス</u>に取組み、また、<u>フリーWi-Fiなどの通信環境の活用</u>をはかる。</li> <li>・「せたがや動画」に手話やテロップをつける等に取り組む。</li> <li>・<u>高齢者、障害者など多様な区民のタブレット・パソコン知識習得</u>を支援する。</li> </ul>
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 2「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」と連携して進める。</li> </ul>

No.	【施策・事業名称】
23	災害に備えた区民参加による取組み
所 管 部	総合支所、危機管理室、生活文化部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民が自助・共助により災害に対応できるよう、地区特性の把握や計画の重要性について考える機会を提供し、地区の防災力の向上をはかる。</li> <li>・非常時、避難時に情報の取得が困難な人など、多様な人に対応したハード・ソフト・人の対応等、多面的な整備・取組みを地区の状況に応じて進める。</li> <li>・多様な人材に災害に関する普及・啓発を進める。</li> </ul>
取 組 みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助による災害に備えた区民意識向上のための普及・啓発に取り組む。</li> <li>・各地区で策定した地区防災計画の検証・普及啓発を行う。</li> <li>・<u>外国人向けの防災知識の普及啓発</u>に取り組む。</li> </ul>

No.  <b>24</b>	【施策・事業名称】  <b>ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及</b>
所 管 部	都市整備政策部、環境政策部、経済産業部、障害福祉担当部、世田谷保健所
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会ホストタウンとして東京2020大会の気運の盛り上がりを活かし、障害者差別解消法の理念も踏まえてユニバーサルデザインによるサービスを広く普及させ、多様なニーズに対応できる生活環境の整備を進める。</li> <li>・商店街等、まちの中で当事者を交えた実践的な研修イベントを行い、区民、事業者、職員のユニバーサルデザインへの意識向上をはかる。</li> </ul>
取 組 み の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>みんなが嬉しくなるお店</u>」の冊子に、店舗のしつらえに関することも加えて内容の充実を行う。</li> <li>・「ユニバーサルデザイン普及講座」の機会に冊子「みんなが嬉しくなるお店」を副読本やテキストとして配布する。</li> <li>・<u>当事者への接客等を学びあう場をつくり、介助犬等様々な支援について理解を深めるようにする。</u></li> <li>・<u>外国人に向けた接客応対向上のためマニュアル及び指差しメニュー等の普及を行っていく。</u></li> <li>・商店街等における合理的配慮の提供に向けた支援を実施する。</li> <li>・<u>禁煙に取り組む飲食店等を紹介する店頭表示や指定喫煙場所の整備など、受動喫煙防止やたばこの煙による迷惑防止に向けた環境整備に取り組む。</u></li> </ul>
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 2「ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」と連携して実施する。</li> <li>・No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。</li> <li>・No. 9「民間施設におけるユニバーサルデザインの推進」と連携して実施する。</li> <li>・No. 25「職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進」と連携して実施する。</li> </ul>



パンフレット「みんなが嬉しくなるお店」

No.  25	【施策・事業名称】  職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進
所 管 部	総務部、都市整備政策部
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの中での当事者を交えた研修や接遇に関するマニュアルの周知・活用を行い、区の職員がユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性について理解を深め、相手の立場に立った対応を行えるようにする。</li> <li>・すべての人にとって使いやすい施設整備を進めるために、ユニバーサルデザイン整備基準をはじめ、より円滑な施設運営へとつなげるための研修を進める。</li> </ul>
取 組 みの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインの理念学習と接客・接遇体験等を組み合わせ、より実感できる研修プログラムを障害福祉体験研修や接遇研修に取り入れる。</li> <li>・「窓口応対向上マニュアル」（職員向け）を接遇研修において配付・活用するとともに、庁内に周知し、職場内研修等での活用をはかる。</li> <li>・より円滑な施設運営のためにユニバーサルデザイン整備基準や掲示物等の工夫を学ぶ研修等、ユニバーサルデザインを考慮した施設の改善や情報提供方法に関する研修を行う。</li> </ul>
関 連 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 3「ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の人々の活躍の場を広げ、多くの人に参加できる取組みの推進」と連携して実施する。</li> <li>・No. 21「情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」と連携して実施する。</li> <li>・No. 24「ユニバーサルデザインによるおもてなしの普及」と連携して実施する。</li> </ul>